

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
(趣旨) 第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第百十五条の十四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第六条、第八条、第十条、第四十四条から第四十六条まで、第七十条から第七十二条まで、附則第二条、附則第三条、附則第五条並びに附則第六条の規定による基準 二 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十八条第一項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第二項第二号並びに第七十三条第二項（居室に係る部分に限る。）及び第四項の規定による基準 三 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条第四項、第九条第一項及び第四十七条の規定による基準 四 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十一条第一項（第六十四条及び第八十五条において適用する場合を含む。）、第十二条（第六十四条及び第八十五	(趣旨) 第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第百十五条の十四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条第一項及び第三項から第五項まで、第六条、第八条、第十条、第四十四条から第四十六条まで、第七十条から第七十二条まで、附則第二条、附則第三条、附則第五条並びに附則第六条の規定による基準 二 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十八条第一項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第二項第二号並びに第七十三条第二項（居室に係る部分に限る。）及び第四項の規定による基準 三 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条第二項、第九条第一項及び第四十七条の規定による基準 四 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十一条第一項（第六十四条及び第八十五条において適用する場合を含む。）、第十二条（第六十四条及び第八十五

条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第三十七条（第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第五十三条、第六十七条第二項、第七十七条及び第八十八条第二項の規定による基準 五 法第百十五條の十四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第七十三条第一項及び第二項（入居定員に係る部分に限る。）並びに附則第七条の規定による基準 六 法第百十五條の十四第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの	条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第三十七条（第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第五十三条、第六十七条第二項、第七十七条及び第八十八条第二項の規定による基準 五 法第百十五條の十四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第七十三条第一項及び第二項（入居定員に係る部分に限る。）並びに附則第七条の規定による基準 六 法第百十五條の十四第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの
第二章 介護予防防認知症対応型通所介護 （従業者の員数） 第五条 単独型指定介護予防防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員	第二章 介護予防防認知症対応型通所介護 （従業者の員数） 第五条 単独型指定介護予防防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員

	数は、次のとおりとする。 一 生活相談員（単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供を行う時間数（以下この条において「提供時間数」という。）に応じて、専ら当該単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数 二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員（以下この条において「看護・介護職員」という。）（単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護・介護職員が一以上及び提供時間数に応じて専ら当該単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護・介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数 三 （略）
2	単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の単位ごとに、看護・介護職員を、常時一人以上当該単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護に従事させなければならない。
3	第一項第二号の規定にかかわらず、看護・介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の単位の看護・介護職員として従事することができるとする。
4	前三項の単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の

	人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第四十二条第一項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第一号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第七條第二項第一号イにおいて同じ。）を十二人以上とする。 6 5 （略） 7 第一項の生活相談員又は看護・介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。 単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （利用定員等） 第九條 （略）
--	---

	数は、次のとおりとする。 一 生活相談員（単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の単位ごとに、その提供を行う時間数（以下この条において「提供時間数」という。）を通じて専ら当該単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数 二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員（単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上及び提供時間数を通じて専ら当該単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数 三 （略） （新設） （新設）
2	前項の単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人

	員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第四十二条第一項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第一号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第七條第二項第一号イにおいて同じ。）を十二人以下とする。 4 3 （略） 5 第一項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。 単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （利用定員等） 第九條 （略）
--	--

2	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは介護療養医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下、「平成十八年旧介護保険法」という。））第七條第二十三項に規定する介護療養医療施設をいう。）の運営（第四十四条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。
3	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護は、指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設において行わなければならない。
第三章 介護予防小規模多機能型居宅介護 （従業者の員数等） 第四十四条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模	

多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準サービス基準第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の事業とする指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の事業として、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が三又はその端数を増すことに一以上、訪問サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護をい、第七項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト

2	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護は、事業の開始又は施設の開設後三年以上経過している指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設において行わなければならない。
第三章 介護予防小規模多機能型居宅介護 （従業者の員数等） 第四十四条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模	

多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準サービス基準第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この条及び第四十八条において同じ。）の数が三又はその端数を増すことに一以上、訪問サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第五項において同じ。）を、一以上の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。

	型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。以下この章において同じ。）の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第五項において同じ。）を、一以上の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。
2	（略）
5	宿泊サービス（登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第七項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、当該登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を、当該本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務並びに夜間及び深夜の勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
6	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事する

	ことができる。
一	指定認知症対応型共同生活介護事業所
二	指定地域密着型特定施設
三	指定地域密着型介護老人福祉施設
四	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）
7	第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該介護予防指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に対する支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、一人以上とすることができる。
8	第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型

	型指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。以下この章において同じ。）の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第五項において同じ。）を、一以上の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。
2	（略）
5	宿泊サービス（登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
6	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事する

	ことができる。
一	指定認知症対応型共同生活介護事業所
二	指定地域密着型特定施設
三	指定地域密着型介護老人福祉施設
四	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）
	（新設）
	（新設）

	居宅介護従業者又は指定複合型サービス従業者により、当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
9	第四項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により、登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。
10	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第八条の二第十八項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第六項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。
11	前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
12	第十項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対し、本体事業所の介護支援専門員によつて、指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第六十六条において「研修修了者」という。）を置くことができる。
13	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小

（新設）

7	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第八条の二第十八項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。
8	前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
	（新設）
9	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小

	規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項から第十二項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
	（管理者）
	第四十五条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これら
2	前項本文及び第七十二条第一項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもつて充てることができるものとする。
3	前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者

	規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項から第八項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
	（管理者）
	第四十五条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。
	（新設）
2	前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、第七十一条第二項及び第七十二条において同じ。）として、三

をいう。次条、第七十一条第二項及び第七十二条において同じ。
 一として、三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第四十六条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業員若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第四十七条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下同じ。)を二十五人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十八人)以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。)を定めるものとする。

- 一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)まで
- 二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては六人)まで

(心身の状況等の把握)

第四十九条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第四十四条第十二項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第六十六条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の位置付けした指定介護予防サービス等の担当者を集めて行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域との連携等)

第六十一条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第五十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により

年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第四十六条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第四十七条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下同じ。)を二十五人以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。)を定めるものとする。

- 一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで
- 二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで

(心身の状況等の把握)

第四十九条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を集めて行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域との連携等)

第六十一条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第五十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により

構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2
5
4
(略)

5
1
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合にあつては、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第六十六条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第四十三条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 介護支援専門員又はサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

四 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画

の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

五 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

六 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

七
十二
(略)

十三 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

十四 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。

十五 前各号の規定は、前号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

第四章 介護予防認知症対応型共同生活介護

(従業者の員数)

第七十条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、次に掲げる数に満たなければならない。

構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2
5
4
(略)

5
1
(新設)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第六十六条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第四十三条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 介護支援専門員は、第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

四 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の

作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

五 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

六 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

七
十二
(略)

十三 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

十四 介護支援専門員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。

十五 第一号から第十三号までの規定は、前号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

第四章 介護予防認知症対応型共同生活介護

(従業者の員数)

第七十条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、次に掲げる数に満たなければならない。

者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準第八十九条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第七十三条において同じ。))の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。))を行わせるために必要な数以上とする。 2・3 (略) (削る) 7 4 6 (略) 第五項の計画作成担当者のうち一以上の者は、介護支援専門員をもつて充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な	8 9 10 (略) 運営を期待することができるときは、これを置かないことができるものとする。
--	---

者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準第八十九条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第七十三条において同じ。))の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。))を行わせるために必要な数以上とする。 2・3 (略) 4 第一項の夜間及び深夜の時間帯において夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居又は指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))の職務に従事することができるものとする。 5 7 (略) 8 第六項の計画作成担当者のうち一以上の者は、介護支援専門員をもつて充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な	9 11 (略) 運営を期待することができるときは、これを置かないことができるものとする。
--	---